

受託事業者選定方法の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>福祉部 障がい福祉室 自立支援課</p>	<p>ITステーション就労促進事業の受託事業者の選定方法について、平成24年度（事業開始初年度）事業は公募プロポーザルにより選定した後、平成25年度・26年度は、公募を行わず、平成24年度事業の受託者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠に、随意契約で委託契約を締結している。</p> <p>その理由として、受検機関は、「『第4次大阪府障がい計画』で3か年の事業計画と定めた本事業の目標の実現を図るためには、計画的かつ継続的に取組みを推進することが肝要であること」、「当該事業者は、平成24年度（平成24年度、25年度）における仕様内容を誠実に履行していること」を挙げているが、この理由では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当しない。</p> <p>＜これまでの受託事業者選定方法等＞</p> <p>(1) 平成24年度事業（契約期間：平成24年5月1日～平成25年3月31日） 公募プロポーザルを実施。1事業者から提案があり、審査を行った結果、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会が最優秀提案者となり、同事業者と委託契約を締結（契約金額：132,105,927円（精算後の額））。</p> <p>(2) 平成25年度事業（契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日） 同事業者（社会福祉法人大阪障害者自立支援協会）と委託契約を締結。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（契約金額：137,290,882円（精算後の額））。</p> <p>(3) 平成26年度事業（契約期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日） 同事業者（社会福祉法人大阪障害者自立支援協会）と委託契約を締結。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（契約金額：132,151,462円（精算後の額））。</p> <p>(4) 平成27年度（契約期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日） 公募プロポーザルを実施。3事業者から提案があり、審査を行った結果、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会が最優秀提案者となり、同事業者と委託契約を締結（契約金額：116,320,000円）。</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図るとともに、当該事業の受託事業者選定にあたっては、単年度契約で毎年度公募する方法や複数年契約を行う方法等を検討し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 第167条の2第1項第2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>【大阪府随意契約ガイドライン】 第2号（令第167条の2第1項第2号） （略） 一般的事例 【共通】、【建設工事】（略） 【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】 （ア）～（オ） （略）</p> <p>* プロポーザル方式により事業者を選定する場合の手続きについては、「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」で定められている事項を参照</p> <p>* プロポーザル方式により選定した事業者と翌年度以降、公募の手続きを取らずに本号の規定により自動的に随意契約をすることは認められない。</p> <p>プロポーザル方式は、あくまで「優秀」の提案事業者を選定するのにすぎず、選定事業者に「唯一者」であることまでも認めるものではないことに留意すること。</p>	<p>平成28年度以降の財政議論等の結果、ITステーションは、令和2年6月15日から公の施設「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」として運営することとなった。（大阪府社会福祉施設設置条例（平成31年3月20日改正、令和2年6月15日施行））</p> <p>このため、ITステーション就労促進事業は、大阪府社会福祉施設設置条例に基づき、公募により選定した指定管理者と締結する当該公の施設の管理運営業務委託契約に包含されるため、地方自治法施行令第167条の17及び大阪府長期継続契約に関する条例第2条第2号の適用対象となったことから、適正に長期継続契約（複数年契約）を行うこととした。（令和元年12月27日知事が指定管理者及び指定期間を指定）</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月3日まで）